

徳島県告示第五百十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和七年十月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

区域が所在する市町村		区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
徳島市	片志	急傾斜地の崩壊	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	次の図のとおり
	小倉	同		
	宇和山西山谷	土石流		
	竹島	急傾斜地の崩壊		
鳴門市	高砂 ¹	同	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	次の図のとおり
	高砂 ²	同		
	川筋 ¹	同		
	山田	同		
	花面	同		
	樋殿谷 ¹	同		
	木津谷 ¹	土石流		
	上代谷	同		
	長田谷 ¹	同		
	長田谷 ²	同		
	山ノ下谷	同		
	樋殿谷 ¹	同		
	樋殿谷 ²	同		
	浄土寺谷	同		
	西平草谷	同		
小松島市	櫛のべ	急傾斜地の崩壊	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	次の図のとおり
阿南市	櫛のべ	同		
勝浦町	研谷	同		
	口立川	同		
	城ヶ鼻谷	土石流		
上勝町	東戸越	急傾斜地の崩壊		
	寺内谷	土石流		
神山町	長谷	急傾斜地の崩壊		
	井ノ谷谷	土石流		
	本上角谷	同		
	本上角谷	同		

板野町	本上角谷	同
芦谷	同	

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県県土整備部砂防防災課並びに関係する徳島県東部県土整備局及び徳島県南部総合県民局の各庁舎に備え置いて縦覧に供する。）